

# 旅行条件書（国内用）

## 【お申し込み】

- (1) a. 身体に障害をお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (2) 20歳未満の方は、親権者の同意書もしくは親権者の同行が必要となります。
- (3) 本旅行は種子島航空センター株式会社（種子屋久ツアーリスト）が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。※申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

## 【旅行代金・追加旅行代金】

- (1) 申込金、取消料、変更保証金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは1人部屋追加代金などをいいます。
- (2) こども代金は旅行開始時に満6歳以上（未就学児は「幼児」扱い）12歳未満（小学生は「こども」扱い）のお子様に応用します。
- (3) 1人部屋追加代金はおとな・こども一律、1名様のみです。

## 【確定日程表】

確定した宿泊施設名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。但し、出発の7日前以降にお申し込みの場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

## 【旅行契約内容・代金の変更】

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。
- (2) 奇数人数でお申し込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けるとした旅行において、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために、他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

## 【取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）】

お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、解除の申し出は、当社の営業日、営業時間内にお受けします。

取消日（契約解除の日）		取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日目に当たる日以前	いただきません。
	20日目に当たる日以降	旅行代金の20%
	7日目に当たる日以降	旅行代金の30%
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）		旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合		旅行代金の100%

- ① 各種ローン取扱手続上の事由による、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

**【取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）】**

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例示）

- ① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定旅程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

**【当社による旅行契約の解除】**

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。（一部例示）

- ① お客様の数が契約書に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③ 申込条件の不適合
- ④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

**【当社の責任】**

当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に係る賠償限度額は1人15万円（但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により被害を被ったとき。

**【特別補償】**

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡保証金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個または一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、該当日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

**【旅程保証】**

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は施設のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	1.0	2.0

4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

#### 【お客様の責任】

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

#### 【事故等のお申し出について】

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

#### 【個人情報の取り扱いについて】

(1) 当社は、お申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※ このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、またはメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容などのご案内、ご購入いただいた商品発送のために（※利用目的を具体的に記載）これを利用させていただくことがあります。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については、別紙をご参照ください。

#### 【募集型企画旅行契約約款について】

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当ツアー専用ホームページ <http://tour.tanegashima-air.jp/index.html> からご覧になれます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。